

○国土交通省令第四十七号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第二項（同法第十九条の三第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項（同法第十九条の三第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、の規定並びに同法第五条第三号及び第五号（これらの規定を同法第十九条の三第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条の三第三項において準用する同法第十条の三第一項、第二項本文、第四号及び第五号並びに第五項、第十条第一項、第十五条第一項、第十九条の二の二並びに第十九条の二の三、同法第二十二条並びに同法第二十三条において準用する同法第八条第一項、第九条第一項、第十条、第十条の三第一項、第二項本文、第四号及び第五号並びに第五項、第十一条第一項、第十九条の二の二並びに第十九条の二の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

- 第一章 (略)
 - 第二章 船舶運航事業
 - 第一節 定期航路事業
 - 第一款 旅客定期航路事業(第二条―第十九条の四)
 - 第二款・第三款 (略)
 - 第二節～第五節 (略)
 - 第三章～第十章 (略)
- 附則

- (一般旅客定期航路事業の許可申請)
- 第二条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号。以下「法」という。)
- 第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者(以下この条において「一般旅客定期航路事業許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
- 一 (略)
 - 二 一般旅客定期航路事業許可申請者が法人(地方公共団体を除く。以下同じ。)である場合は、その役員の氏名
 - 三 次に掲げる事項を記載した事業計画
 - イハ (略)
 - 四 次に掲げる事項を記載した船舶運航計画(指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合に限る。)
 - イニ (略)
- 2 前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の

目次

- 第一章 (略)
 - 第二章 船舶運航事業
 - 第一節 定期航路事業
 - 第一款 旅客定期航路事業(第二条―第十九条の五)
 - 第二款・第三款 (略)
 - 第二節～第五節 (略)
 - 第三章～第十章 (略)
- 附則

- (一般旅客定期航路事業の許可申請)
- 第二条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号。以下「法」という。)
- 第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
- 一 (略)
 - 二 法人(地方公共団体を除く。以下同じ。)である場合は役員の氏名
 - 三 事業計画
 - イハ (略)
 - 四 船舶運航計画(指定区間(法第二条第十一項の指定区間をいう。以下同じ。))を含む航路において当該事業を営もうとする場合に限る。)
 - イニ (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に又は同一所轄地方運輸局長を経由し

一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第四条各号に掲げる基準に適合する旨の説明

ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画

画（一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ 法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二（略）

二 一般旅客定期航路事業許可申請者が法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

（法第五条第三号イからハまでの国土交通省令で定める者）

第二条の二 法第五条第三号イの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二 当該許可を受けようとする者（持分会社（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三 当該許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2 法第五条第三号ロの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする

て二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第四条各号に規定する基準に適合する旨の説明

ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二（略）

二 申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

（新設）

る。

- 一 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
 - 二 親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
 - 三 事業の方針の決定に関する親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第五条第三号ハの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該許可を受けようとする者がその議決権の過半数を所有している株式会社
 - 二 当該許可を受けようとする者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
 - 三 事業の方針の決定に関する当該許可を受けようとする者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

(聴聞決定予定日の通知)

第二条の三 法第五条第五号の規定による通知をするときは、法第二十五条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(譲渡譲受の認可申請)

第十六条 法第十八条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受(以下この条において「譲渡譲受」という。)の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〜四 (略)

2 前項の一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

(新設)

(譲渡譲受の認可申請)

第十六条 法第十八条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〜四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 譲受人が法人である場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 譲受人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該使用旅客船を譲受人が使用することに對する所有者の同意書

(合併等の認可申請)

第十七条 (略)

2 前項の合併(分割)認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を営んでいない場合には、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 (略)

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号(第一号、第六号及び第七号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(相続人による事業継続の認可申請)

第十九条 法第十八条第四項の規定により被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人(以下この条において「事業承継相続人」という。)は、次に掲げる事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・三 (略)

四 事業承継相続人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

三 譲受人が法人の場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 譲受人(譲受人が法人である場合は、その役員)が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

五 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該旅客船を譲受人が使用することに對する所有者の同意書

(合併等の認可申請)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を経営していない場合には、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 (略)

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の役員が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

(相続人による事業継続の認可申請)

第十九条 法第十八条第四項の規定により被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人は、次に掲げる事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・三 (略)

四 申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

名

五 (略)

六 事業承継相続人が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

2 前項の相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 事業承継相続人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 当該一般旅客定期航路事業を事業承継相続人が承継することに対する事業承継相続人以外の相続人の同意書

(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者(以下「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員
の氏名

三 次に掲げる事項を記載した事業計画

イスト (略)

2 前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第

五 (略)

六 申請者が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 申請者が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 当該一般旅客定期航路事業を申請者が承継することに対する申請者以外の相続人の同意書

(特定旅客定期航路事業の許可の申請)

第十九条の二の三 法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 法人である場合は、役員
の氏名

三 事業計画

イスト (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第

一号、第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

ロ 法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 特定旅客定期航路事業許可申請者が法第十九条の三第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

四 (略)

(準用規定)

第十九条の三 第二条の二、第二条の三、第八条、第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第十九条の三第一項の許可及び特定旅客定期航路事業について準用する。

この場合において、第十五条中「一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」とあるのは「特定旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」とあり、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「特定旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人特定旅客定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

2 第七条の二から第七条の四までの規定は、特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）について準用する。

第十九条の四 (略)

(削る)

一号、第二号及び第五号の基準に適合する旨の説明

ロ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二 申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が法第十九条の三第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

四 (略)

(準用規定)

第十九条の三 第七条の二から第七条の四までの規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三の規定による特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出並びに安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出について準用する。

2 第八条、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による特定旅客定期航路事業の事業計画の変更の認可及び輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

第十九条の三の二 (略)

(承継の届出)

第十九条の四 法第十九条の三第五項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載

した特定旅客定期航路事業承継届出書を当該承継に係る特定旅客定期航路事業についての所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
 - 二 被承継人の住所及び氏名並びに相続の場合は、被相続人との続柄
 - 三 承継に係る特定旅客定期航路事業の概要
 - 四 承継の年月日（相続の場合は、被相続人の死亡年月日）
 - 五 相続の場合は、次に掲げる事項
 - イ 届出人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名
 - ロ 相続に伴う当該特定旅客定期航路事業に属する財産に関する権利義務の変動
 - 六 合併（分割）の場合は、その方法及び条件
 - 七 承継を必要とした理由
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 届出人が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
 - 二 届出人（届出人が法人である場合は、その役員）が法第十九条の三第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書
 - 三 譲渡譲受の場合は、次に掲げる書類
 - イ 譲渡譲受契約書の写し
 - ロ 譲渡譲受価格及びその説明書
 - ハ 承継に係る特定旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の所有に係るものである場合は、当該旅客船を届出人が使用することに対する同意書
 - 四 相続の場合は、次に掲げる書類
 - イ 戸籍謄本
 - ロ 承継に係る特定旅客定期航路事業を届出人が承継することに対する届出人以外の相続人の同意書
 - 五 合併（分割）の場合は、次に掲げる書類
 - イ 合併（分割）契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び合併（分割）比率説明書

(削る)

(旅客不定期航路事業の許可申請)

第二十三条の三 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者(以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 (略)
- 二 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の名
- 三 次に掲げる事項を記載した事業計画

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

ロ 合併(分割)に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併(分割)に関する意思の決定を証するに足りる書類

(休止等の届出)

第十九条の五 法第十九条の三第六項の規定により特定旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業休止(廃止)届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 休止(廃止)の届出に係る航路
- 三 休止(廃止)の年月日
- 四 休止の届出の場合は、休止の期間

(旅客不定期航路事業の許可の申請)

第二十三条の三 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 (略)
- 二 法人である場合は、役員の名
- 三 事業計画

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明

ロ 法第二十三条において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十三条において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

(事業の廃止の届出)

第二十三条の三の二 法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 廃止の届出に係る航路
- 三 廃止の予定期日

(準用規定)

第二十三条の四 第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までの基準に適合する旨の説明

ロ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二 申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が法第二十一条第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

(新設)

(準用規定)

第二十三条の四 第四条、第五条から第八条まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第二十三条において準用する法第八条第一項、第九条から第十一条まで、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による旅客不定期航路事業の運賃及び料金の届出、運送約款の認可、運送約款の記載事項、運賃及び料金等の公示、安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出、事業計画の変更の認可並びに輸送の安全にかかわる情報の公表について

第二十三条の六 削除

(変更の報告)

第二十八条 (略)

2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号(第三号及び第八号を除く。)(法第十九条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3 (略)

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

第四十二条の十八 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。)とする。

て準用する。

(準用規定)

第二十三条の六 第十九条の四及び第十九条の五の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。

(変更の報告)

第二十八条 (略)

2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条第一号及び第二号(法第十九条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(に該当しない旨の宣誓書を添付するものとする。

3 (略)

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

第四十二条の十八 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。)とする。

附 則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月十一日）から施行する。